

配置転換、採用抑制等の枠組みのポイント（案）

1 定員純減に伴う配置転換、採用抑制等の実施

(1) 採用抑制の実施

- ・ 要合理化部門は、削減の内容に応じ退職後不補充・抑制
- ・ その他の部門は、長期的な雇用戦略等にも配慮しつつ職員の受入れが見込まれる職域・職種について一定の採用抑制（要合理化部門所管府省は、一層の自主的努力）

(2) 配置転換・研修の実施

- ・ 要合理化部門からその他の部門への配置転換
- ・ 配置転換の実施に当たっては必要な研修を実施（効果的な研修の在り方について検討）

2 計画の策定及び実施体制

(1) 配置転換・採用抑制の全体計画・各年度実施計画の策定

- ・ 定員の純減に係る個別実施計画の内容を踏まえ、6月に全体計画を策定
- ・ 次年度の実施計画を各年初に策定（18年度分は全体計画決定後速やかに策定）

(2) 実施計画の策定及び実施のための体制

- ・ 国家公務員雇用調整本部（仮称）の設置
- ・ 本部幹事、地方推進協議会（仮称）の設置

(3) 当面実施する事項

- ・ 本部の発足、全体計画の策定等に向けた諸準備
- ・ 当面の採用に関する暫定方針の提示

3 その他

(1) 全体計画の確実な実施

- ・ 配置転換対象者への説明、説得
- ・ 配置転換の進捗状況を踏まえ、全体計画の確実な実施を図るための方策を検討

(2) 国の行政機関以外への移籍等

- ・ 国の行政機関以外への移籍等が可能となるよう、必要な取組

行政改革の重要方針（抄）

平成17年12月24日
閣 議 決 定

4 総人件費改革の実行計画等

(1) 総人件費改革の実行計画

公務員の総人件費について、定員の大幅な純減と給与制度改革の強力な推進により、大胆に削減する。その際、政府の規模の大胆な縮減に向けて、国家公務員（94.8万人、郵政公社職員を含む。）の総人件費について、対GDP比でみて今後10年間で概ね半減させるといったような長期的な目安も念頭におきながら改革を進めるとともに、地方公務員についてもこれを踏まえた削減努力を要請し、官のリストラ努力について国民の理解を得られるよう、あらゆる手段を駆使して改革を断行する。

このため、「総人件費改革基本指針」（平成17年11月14日経済財政諮問会議）に即し実行計画を定めることとし、業務の大胆かつ構造的な見直しを実現するための枠組み及び独立行政法人等について総人件費を削減する具体的な実行措置等を含め、今後5年間で実行すべき取組を定める。

これらを、平成18年度予算や地方財政計画から順次反映させることとする。

ア 公務員の定員の純減目標

純減目標達成のための制度の見直し等
内閣官房を中心に以下の取組を行う。

(ア) 新規採用の抑制など人事管理上の対応を行う。その際、公的部門の長期的な雇用戦略や退職者に対するセーフティネットの整備にも配慮する。また、個別業務のスリム化に伴う配置転換の仕組み等を構築する。

(イ) 非公務員によって公共的職務を執行する仕組み（公証人など）や、民間における派遣職員の活用と同様に非公務員をより一層活用できる仕組みを幅広く検討し、導入する。

総人件費改革の実行のため、事務事業の厳しい見直し等による国の行政機関の定員の 5 年 5 % 以上の純減の確保について、次により、各府省の最大限の協力を求める。

1 業務の大胆かつ構造的な見直しに係る個別具体的な取組の検討について

- ・ 重点事項として指摘された次の個別事項について、関係府省において、定員の大幅な純減のための具体的な削減方策を検討し、2 月下旬を目途にその状況を報告する。

（検討対象事項）

ア 行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理

（農林統計関係、食糧管理関係、北海道開発関係）

イ 包括的・抜本的な民間委託等

（ハローワーク関係、社会保険庁関係、行刑施設関係）

ウ 非公務員型独立行政法人化等

（森林管理関係、国立高度専門医療センター関係）

これら以外の事項についても、「行政減量・効率化有識者会議」の知見等を踏まえ、追加して検討を要請する。

2 地方支分部局等の見直し、IT 化による業務のスリム化について

- ・ 実行計画に定められた検討方針に従い、総務省の協力を得て、重点的に見直しを実施する。各府省は、これに格段の協力を行う。

3 新規採用抑制、配置転換について

- ・ 純減目標達成のためには、職員の雇用の確保などセーフティネットの整備が重要であり、このため、来年度以降の新規採用抑制、配置転換や研修の枠組みの全体像を 3 月中下旬を目途に示す。各府省の今後の新規採用活動はこれに沿って進める。

- ・ それまでの間も、1 の個別具体的な検討事項を所管する府省は、既内定者の採用、専門資格職種の補充、治安関係等を除き、年度途中の採用を原則として行わないこととする。

- ・ 各府省は、枠組み構築等に向けた職員構成、採用、退職等の実態把握等に積極的に協力する。